

三重県栽培漁業基本計画（変更案）の概要

1 変更までの経緯

三重県では、水産業振興施策の一環として、水産動物の種苗の生産、放流等により漁獲の安定と増大につなげる栽培漁業を推進しており、「三重県栽培漁業基本計画」（第7次：平成27年度～令和3年度）に基づき実施しています。

しかし、計画策定から5年が経過し、水産資源の現状や漁業者等のニーズをふまえた効果的な栽培漁業の推進の観点から、計画内容の見直しが必要となってきました。

そのため、計画内容の変更を行い、種苗放流による効果が認められない魚種について、栽培対象種から除外し、効率的かつ効果的な栽培漁業の推進を図ります。

2 変更の主な内容

栽培対象種の変更

よしえび、なまこを栽培対象種から外す。

（現行）

魚	類	まだい、ひらめ、とらふぐ、かさご
貝	類	あわび
甲殻	類	くるまえび、よしえび
その他動物		なまこ

（変更案）

魚	類	まだい、ひらめ、とらふぐ、かさご
貝	類	あわび
甲殻	類	くるまえび